



食品の安全性に関する用語集

食品安全委員会事務局

食品の安全を守る基本的な考え方

画面をクリックすると次に進みます

戻る

目次

索引

- 私たちは「食」を一日も欠かすことができません。
- しかし、私たちが口にする食品には豊かな栄養成分とともに、わずかながら健康に悪影響を与える可能性のある要因(危害要因といいます)が含まれています。
- どんな食品でも食べたときのリスクがゼロであるということはありません。
- ですから、食品の安全に「絶対」はないといえます。
- このため、食品を食べることによって、人の健康に悪影響が生じる確率とその深刻さの程度(これをリスクといいます)を科学的に評価し、それに基づいて悪影響を健康に支障のないレベルに低く抑えることが必要です。

- 食品を食べることにより、人の健康に悪影響が生じる確率
- 悪影響の深刻さの程度

⇒リスク

科学的に評価

悪影響を健康に支障のない低いレベルに抑える

- 近年、我が国は海外から非常に多くの食料を輸入するようになりました。
- 又、牛海綿状脳症(BSE)や腸管出血性大腸菌O157といった新たな危害要因が現れたり、遺伝子組換え技術が食品開発へ利用されたりするなど、食生活を取り巻く状況も大きく変化しました。
- さらに、食の安全を脅かし国民の信頼感を揺るがすような事件が相次いで起こりました。
- こうした情勢の変化と国民の声に的確に応えるために、平成15年(2003年)に食品安全基本法が制定され、食品の安全性を確保するための新たな行政が展開されることになりました。

食品安全行政を取り巻く状況の変化

食生活を取り巻く環境の変化

- ・ 食品流通の広域化・国際化(食品の輸入)
- ・ 新しい危害要因の出現(O157やプリオンなど)
- ・ 新たな技術の開発(遺伝子組換えなど)
- ・ 汚染物質などを分析する技術の向上 等

食の安全を脅かす事件の発生

- ・ 牛海綿状脳症(BSE) の発生
- ・ 輸入食品の残留農薬問題
- ・ 国内における無登録農薬の使用 など

食の安全に関する新しい考え方

- ・ 食品の生産から消費までの各段階での安全性の確保
 - ・ 食の安全には「絶対」はなく、リスクの存在を前提に評価を行い、適切にコントロールするという考え方(リスク分析) が一般化
- 海外でのリスク評価機関の設立
- ・ 仏食品衛生安全庁(AFSSA) 1999年(2010年～ANSES)
 - ・ 欧州食品安全機関(EFSA) 2002年
 - ・ 独連邦リスク評価研究所(BfR) 2002年

平成15年(2003年)

**食品安全基本法
の制定**

画面をクリックすると
次に進みます

戻る

目次

索引

- 食品安全基本法に従って、食品の安全性確保のための規制や指導を行うリスク管理機関(厚生労働省や農林水産省など)から独立して、科学的知見に基づく客観的かつ中立公正なリスク評価を行うことを目的として、平成15年7月1日に内閣府に食品安全委員会が設置されました。
- 食品安全基本法では、国民の健康の保護が最も重要であることを基本理念として定め、国、地方公共団体、食品の生産から販売までの事業者(加工、卸売、小売など)の責務や消費者の役割を明らかにするとともに、この分野で国際的にも受け入れられている「リスク分析」という考えに基づいて、食品の安全性の確保を総合的に推進しています。

平成15年(2003年)7月1日

食品安全基本法

- ✓ 基本理念:国民の健康の保護が最重要
- ✓ 国、地方公共団体、食品事業者(加工、卸売、小売など)の責務や消費者の役割を明らかにする
- ✓ 「リスク分析」の考えに基づいて、食品の安全性の確保を総合的に推進



食品安全委員会

- ✓ リスク管理機関から独立
- ✓ 科学的知見に基づく客観的かつ中立公正なリスク評価を行う

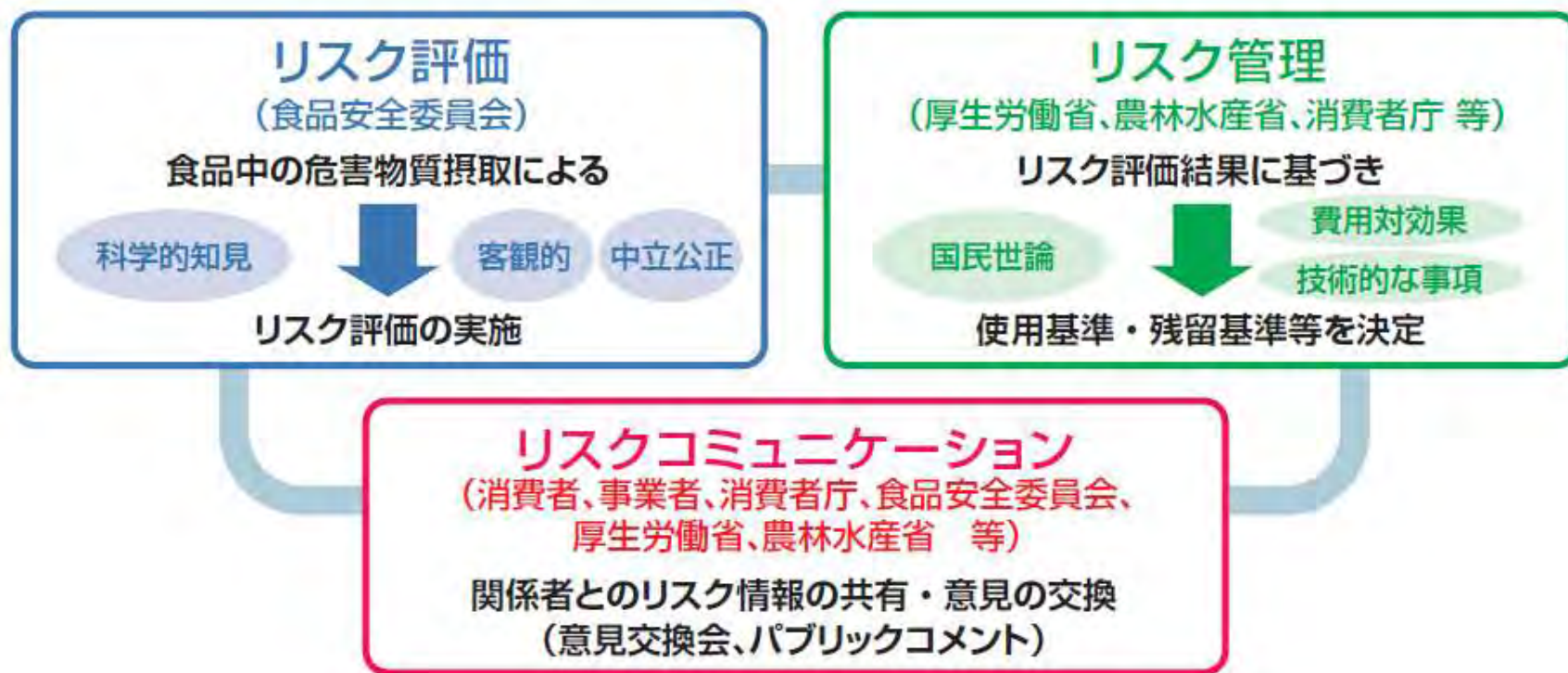
リスク分析の考え方

戻る

目次

索引

リスク分析の3つの要素





食品安全委員会及び事務局の構成

15

はじめに(6)

画面をクリックすると
次に進みます

戻る

目次

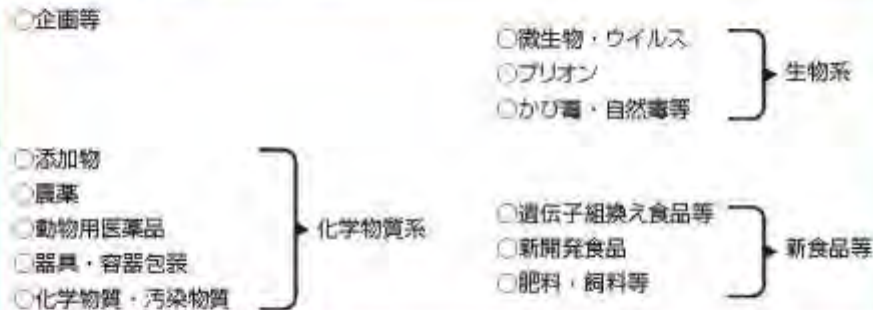
索引

- 食品安全委員会は、食の安全に関し深い識見を有する7名の委員から構成されています。
- 食品委員会の下に12の専門調査会が設置され、このうち11の専門調査会が、添加物、農薬といった危害要因ごとのリスク評価について調査審議しています。
- また、これらの運営のために事務局が設置されています。

食品安全委員会委員

熊谷 進 (委員長)
佐藤 洋 (委員長代理)、山添 康 (委員長代理)、三森 国敏 (委員長代理)
石井 克枝、上安平 冽子、村田 啓常

専門調査会 (延べ200人程度)



事務局 (事務局長、次長、4課2官)

- ・総務課
- ・評価第一課
- ・評価第二課
- ・情報・勧告広報課
- ・リスクコミュニケーション官
- ・評価情報分析官



出典:パンフレット「食品安全委員会2013」

http://www.fsc.go.jp/sonota/pamphlet/2013/pamphlet2013_jap.html

1. リスク評価の実施

- 食品安全委員会の最も重要な役割は、食品に含まれる可能性のある添加物や農薬などの**危害要因**が人の健康に与える影響について**リスク評価**を行うことです。
- 具体的には、食品中の危害要因を摂取することによって、どの位の確率でどのくらい深刻に健康への悪影響が起きるかを科学的に評価します。
- 食品安全委員会では、主として厚生労働省、農林水産省、消費者庁などの**リスク管理**機関からの評価要請を受けてリスク評価を実施するほか、自ら評価を行う必要があると考えられる場合には、「**自ら評価**」と呼ばれるリスク評価も実施しています。
- さらに、食品安全委員会は、リスク評価の結果に基づいて行われるべき施策について内閣総理大臣を通じて、リスク管理機関の大臣に勧告を行うことができます。
- なお、リスク評価のことを**食品安全基本法**の中では「食品健康影響評価」と呼んでいます。

2. リスクコミュニケーションの推進

- リスクを適切にコントロールして、国民の健康を保護していくためには、**リスクコミュニケーション**が重要です。
- リスクコミュニケーションとは、食品の安全性について消費者を含む関係者との間で情報の共有や意見交換を行うことです。
- 食品安全委員会では、国民の関心の高い**リスク評価**の内容などについてリスクコミュニケーションを行うとともに、**リスク管理**機関や地方公共団体と連携したリスクコミュニケーションにも取り組んでいます。
- 又、**食品安全委員会**(原則毎週月曜日開催)や**専門調査会**などの会合は、原則、公開で行われており、すべての議事録をホームページに掲載して透明性の確保に努めています。

3. 緊急事態への対応

- 食品安全委員会と消費者庁及びリスク管理機関は、日頃から密接に**連携**して食中毒の発生などの情報を収集・分析し、国民の健康被害の防止やリスクの最小化に取り組んでいます。
- 食品の摂取を通じて重大な健康被害が生じるおそれのある緊急事態の発生時には、政府一体となって危害の拡大や再発の防止に迅速かつ適切に取り組むとともに、危害物質等に関する科学的知見や食品安全委員会としての見解等をマスメディア、政府広報、インターネットなどを通じて、迅速に分かりやすく、かつタイムリーに国民へ提供します。

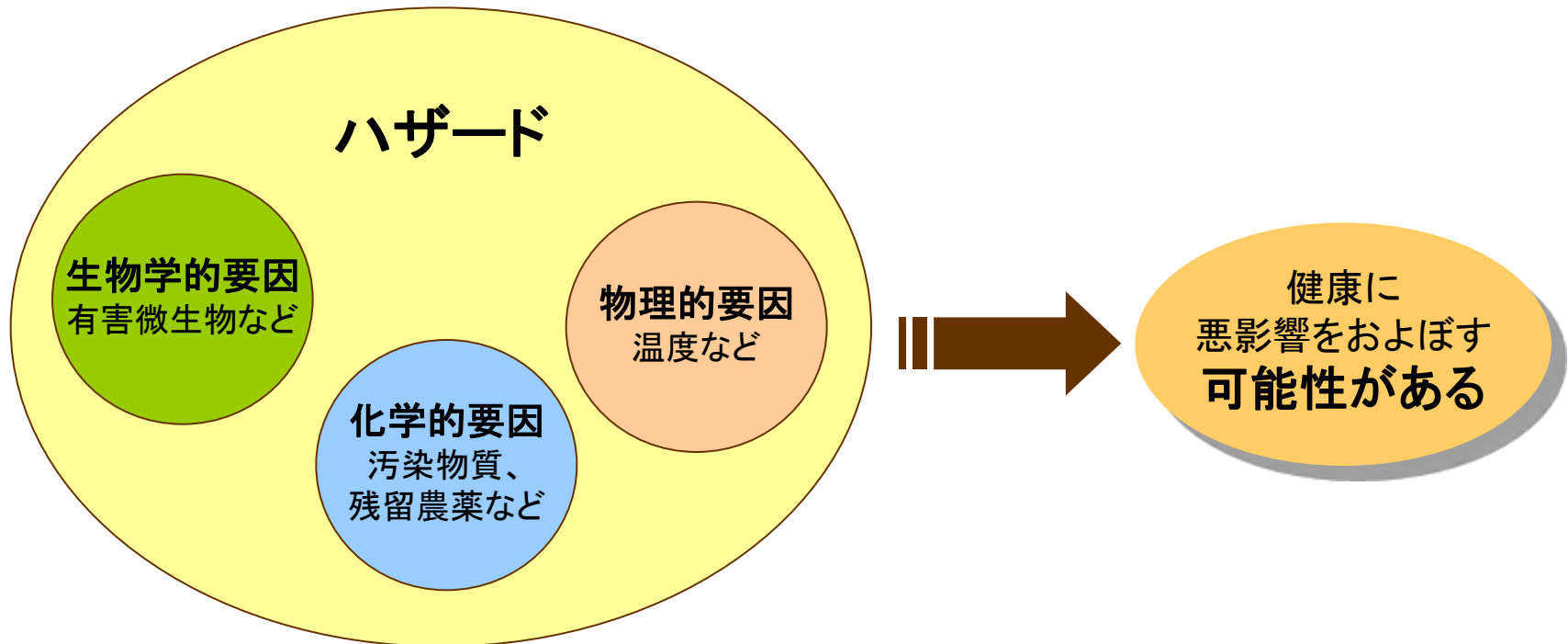
第1章リスク分析の考え方 について

ハザード(危害要因)

[戻る](#)[目次](#)[索引](#)

Hazard

- 人の健康に悪影響を及ぼす原因となる可能性のある食品中の物質又は食品の状態。
- 有害微生物等の生物学的要因、汚染物質や残留農薬等の化学的要因、食品が置かれる温度の状態等の物理的要因がある。



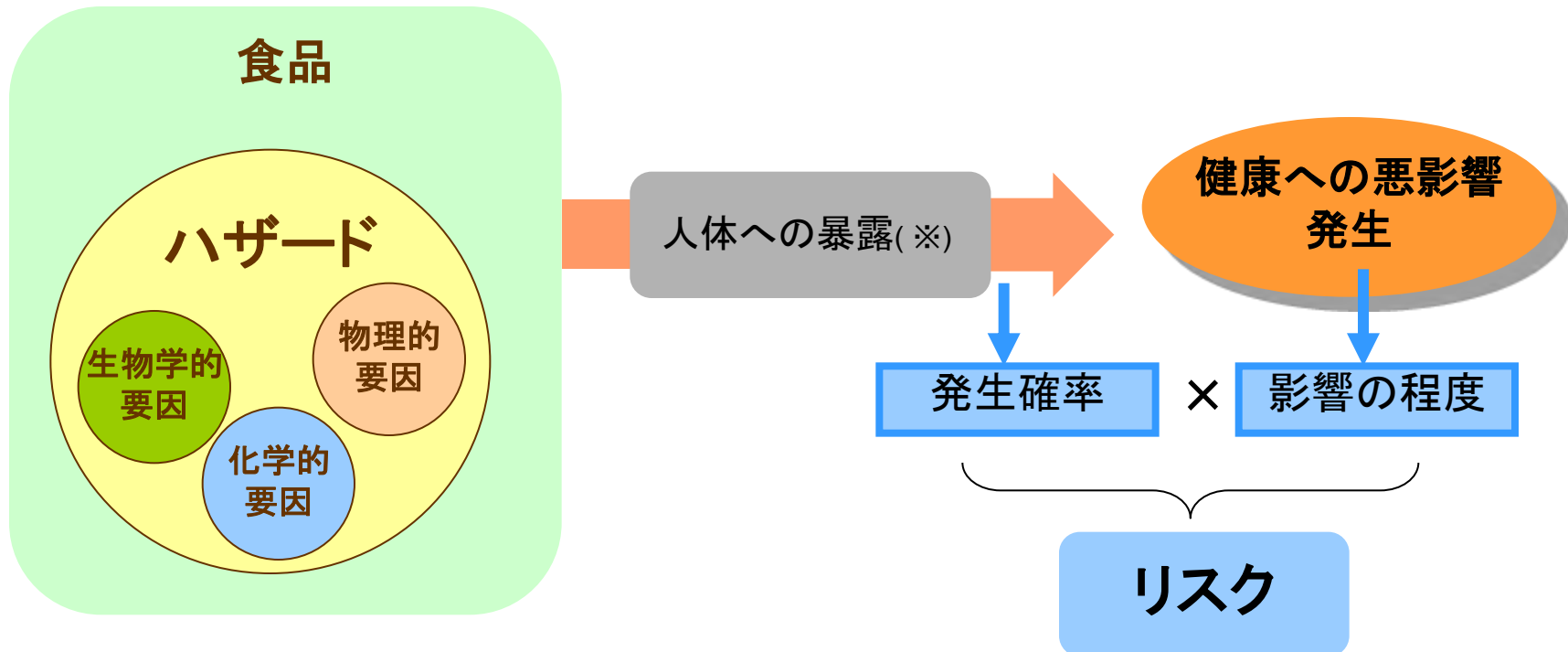
関連用語: [リスク](#)

リスク①

[戻る](#)[目次](#)[索引](#)

Risk

- 食品中にハザードが存在する結果として生じる人の健康に悪影響が起きる可能性とその程度(健康への悪影響が発生する確率と影響の程度)。



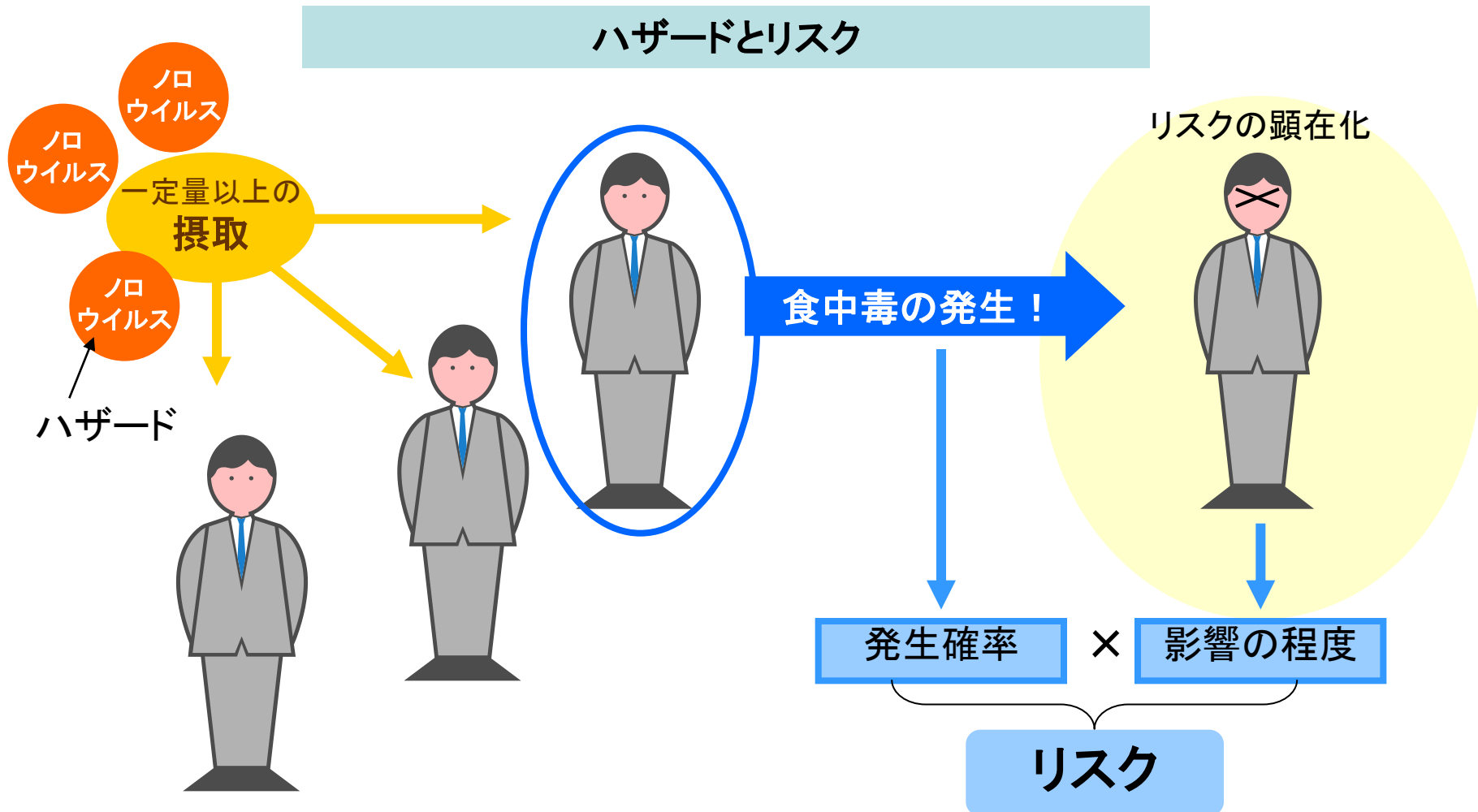
※暴露:ハザードの摂取

リスク②

[戻る](#)[目次](#)[索引](#)

Risk

- 食品中にハザードが存在する結果として生じる人の健康に悪影響が起きる可能性とその程度(健康への悪影響が発生する確率と影響の程度)。



リスク分析

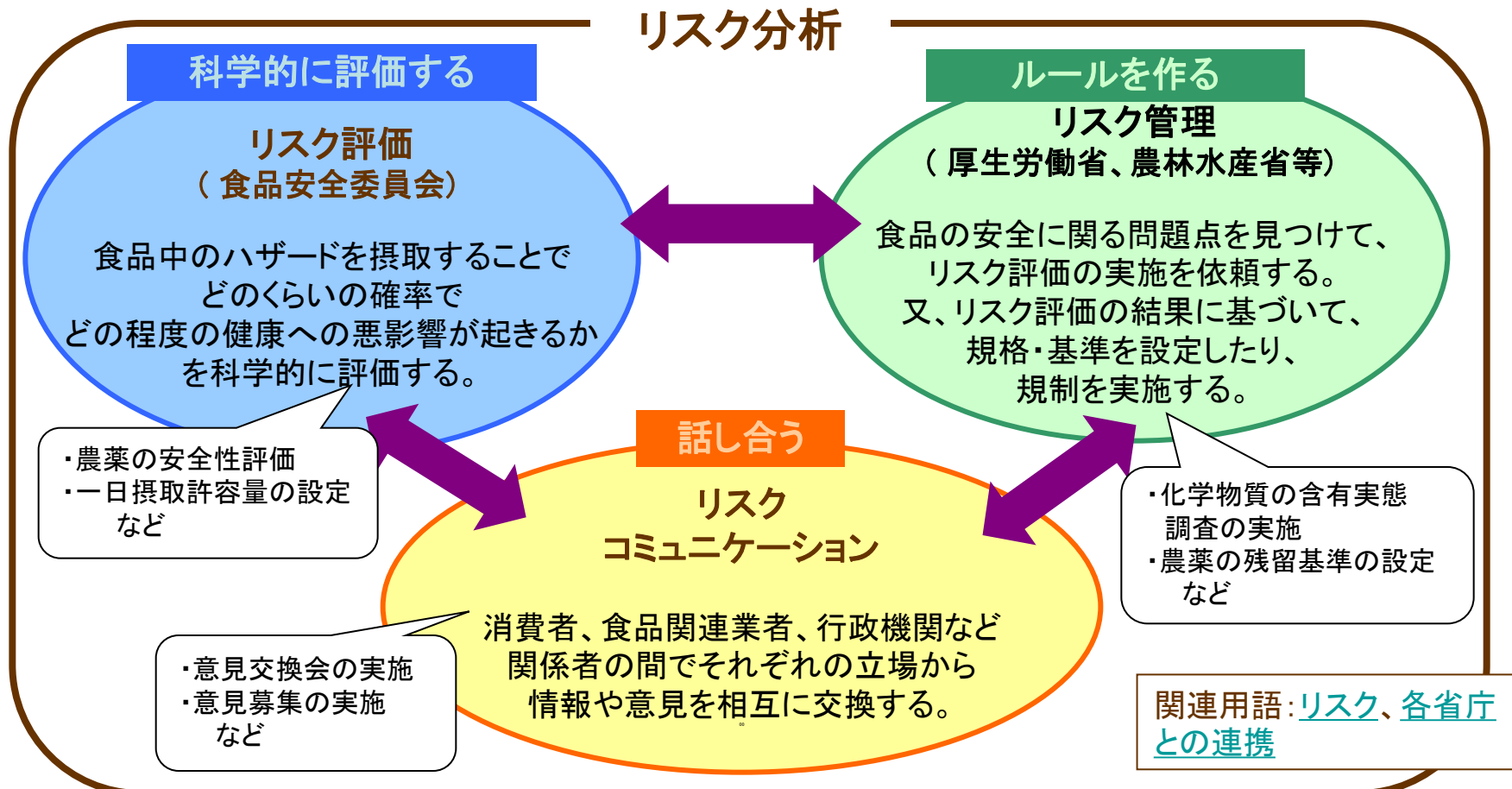
戻る

目次

索引

Risk Analysis

- 食品中に含まれるハザードを摂取することによって人の健康に悪影響を及ぼす可能性がある場合に、その発生を防止し、又はそのリスクを低減するための考え方。
- リスク管理、リスク評価及びリスクコミュニケーションの3つの要素からなっており、これらが相互に作用し合うことによって、より良い成果が得られる。



リスク評価(食品健康影響評価)

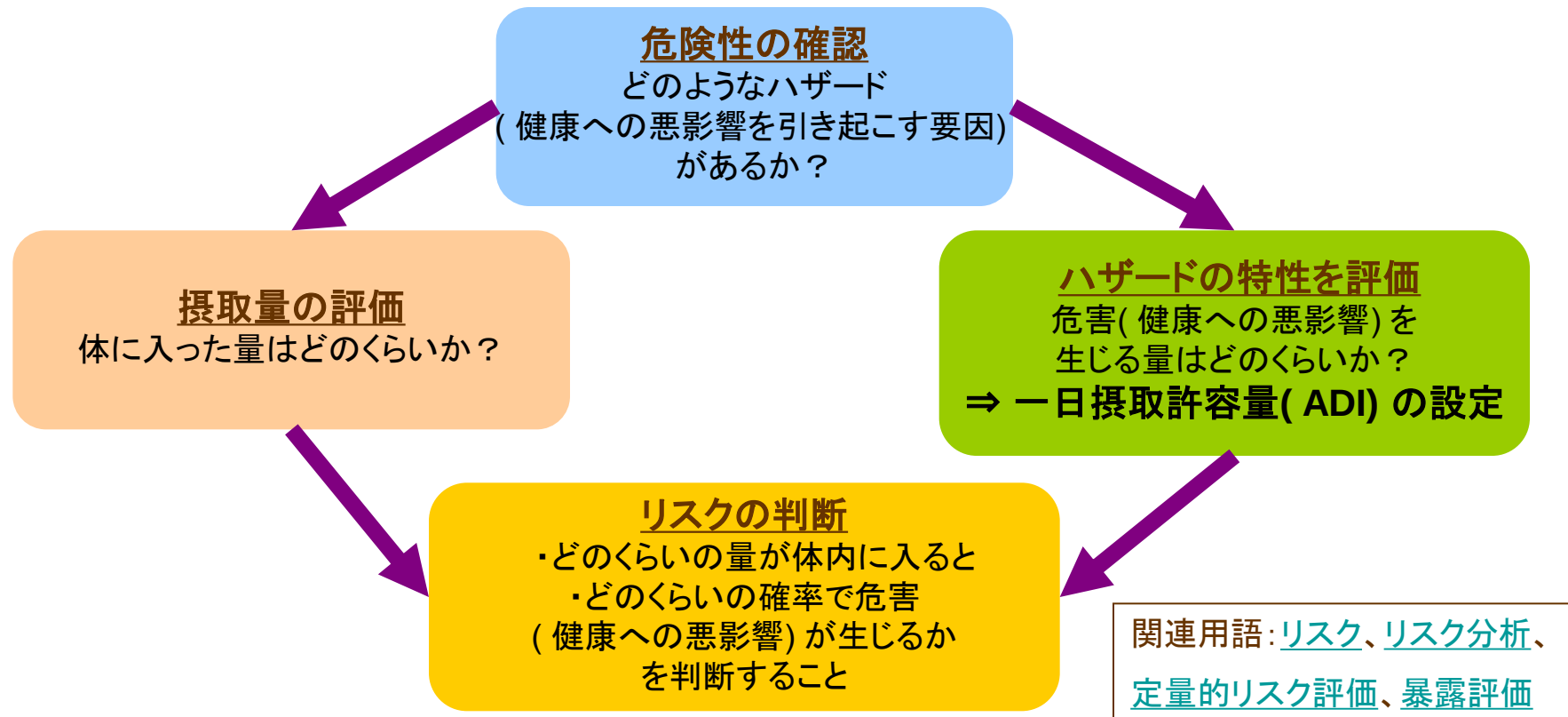
戻る

目次

索引

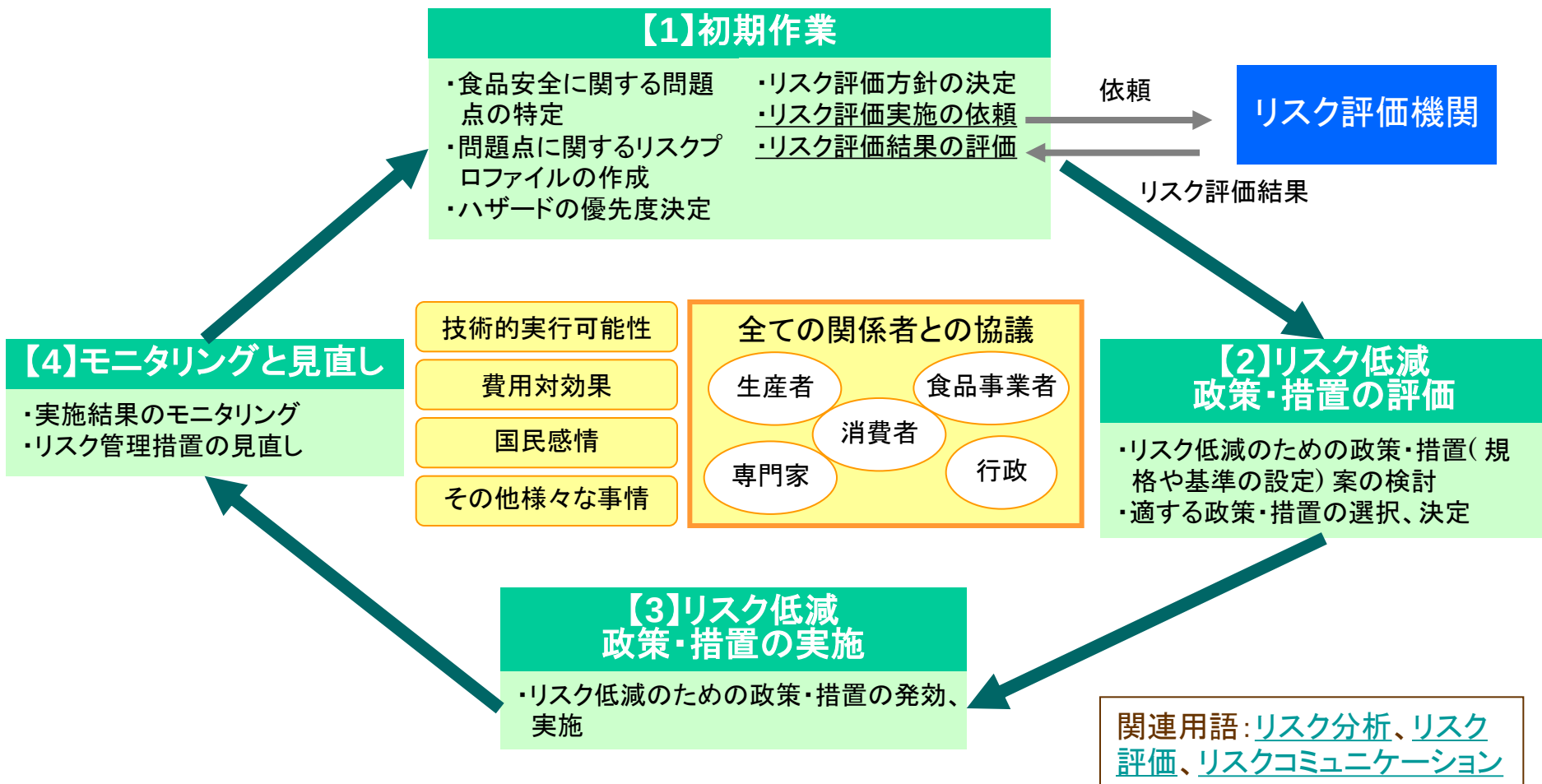
Risk Assessment

- 食品中に含まれるハザードを摂取することによって、どのくらいの確率でどの程度の健康への悪影響が起きるかを科学的に評価すること。
- 例えば、残留農薬や食品添加物について、動物を用いた毒性試験の結果等をもとに、人が一生にわたって毎日摂取し続けたとしても健康への悪影響がないと推定される量(一日摂取許容量: ADI) を設定することなどが該当する。



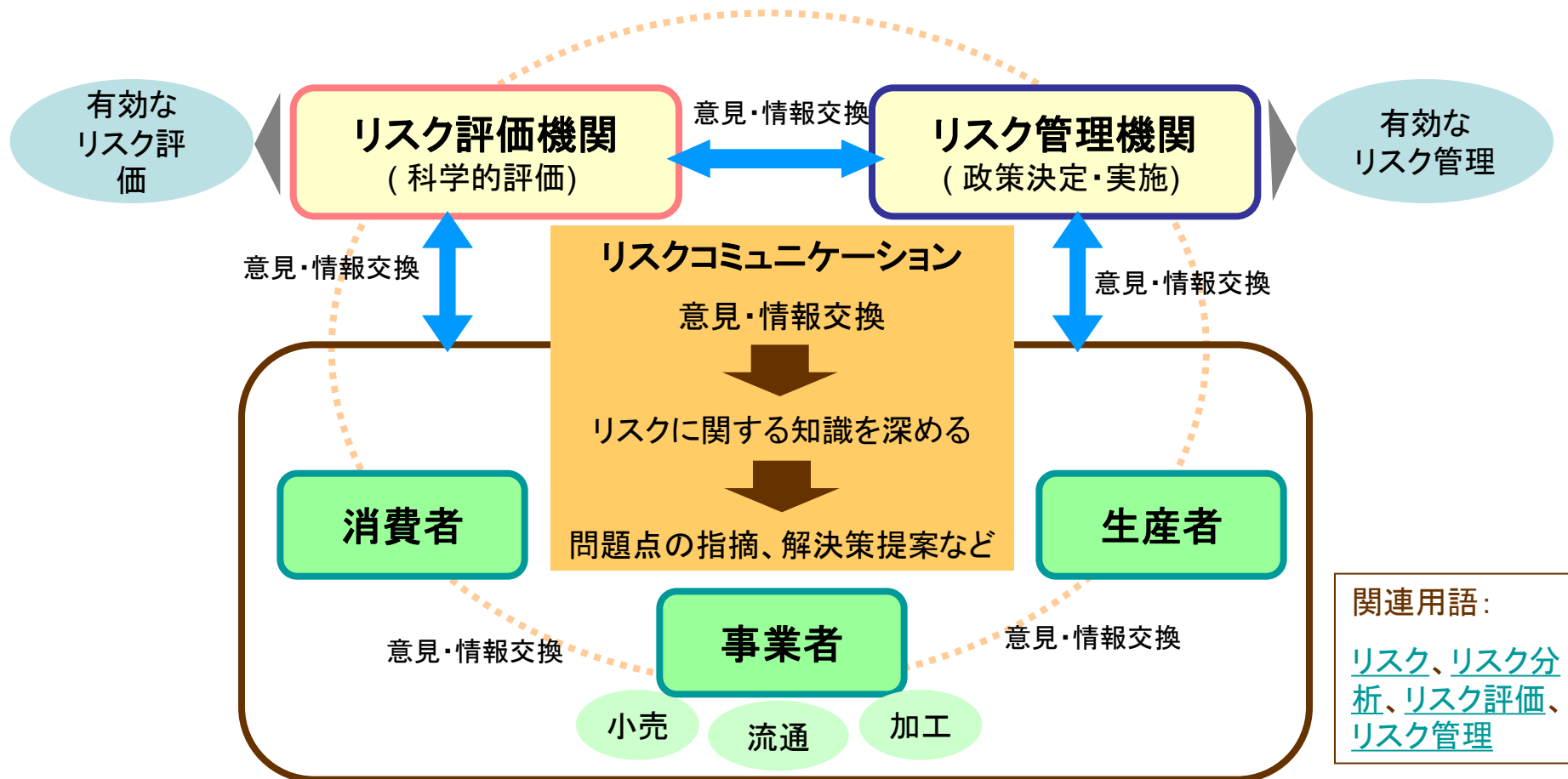
Risk Management

- リスク評価の結果を踏まえて、すべての関係者と協議しながら、技術的な実行可能性、費用対効果、国民感情など様々な事情を考慮した上で、リスクを低減するための適切な政策・措置(規格や基準の設定など)を決定、実施すること。



[戻る](#)
[目次](#)
[索引](#)

- **リスク分析**の全過程において、リスク管理機関、リスク評価機関、消費者、生産者、事業者、流通、小売りなどの関係者がそれぞれの立場から相互に情報や意見を交換すること。
- リスクコミュニケーションを行うことで、検討すべきリスクの特性やその影響に関する知識を深め、**リスク管理**や**リスク評価**を有効に機能させることができる。



第2章リスク評価の結果を 理解するために

(4) 化学物質系分野

トランス脂肪酸

戻る

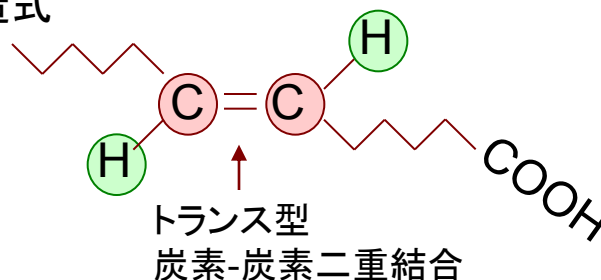
目次

索引

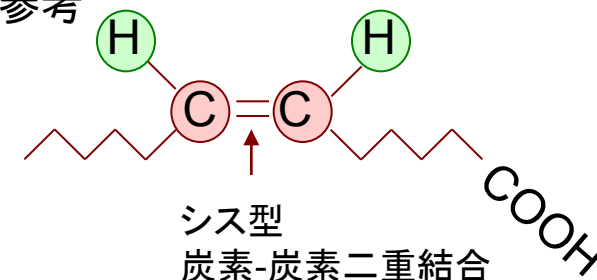
Trans Fatty Acids

トランス脂肪酸とは	トランス型の炭素—炭素二重結合を持つ不飽和脂肪酸の総称
存在・暴露経路	マーガリンやショートニングなどの加工油脂やそれらを使った食品、精製植物油、牛・羊など反すう動物の肉、乳製品などに含まれている。
作用・毒性	いわゆる悪玉コレステロール(LDLコレステロール) を増加させ、いわゆる善玉コレステロール(HDLコレステロール) を減少させる働きがあるといわれている。又、多量に摂取を続けた場合には、動脈硬化などによる虚血性心疾患の <u>リスク</u> を高めるともいわれている。
リスク評価	<u>食品安全委員会</u> では <u>ファクトシート</u> を作成し公開している。 なお、平成21年度に <u>自ら評価</u> 実施を決定し、調査審議を行っている。

構造式



参考



ファクトシート

食品安全委員会ホームページ <http://www.fsc.go.jp/>
ホーム > FSC Views > ファクトシート (科学的知見に基づく概要書)



第4章リスクコミュニケーション 関連用語

リスクコミュニケーション

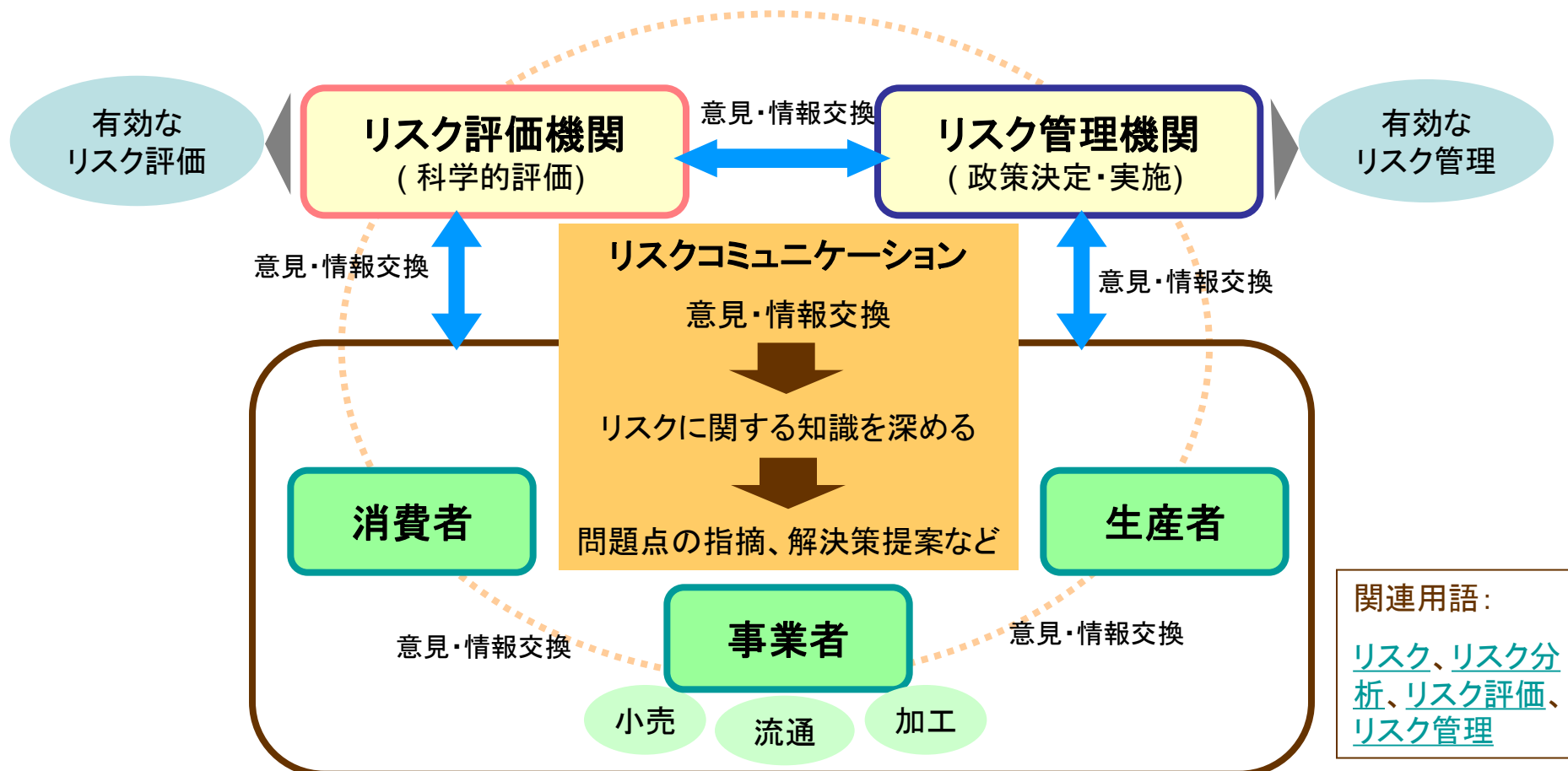
戻る

目次

索引

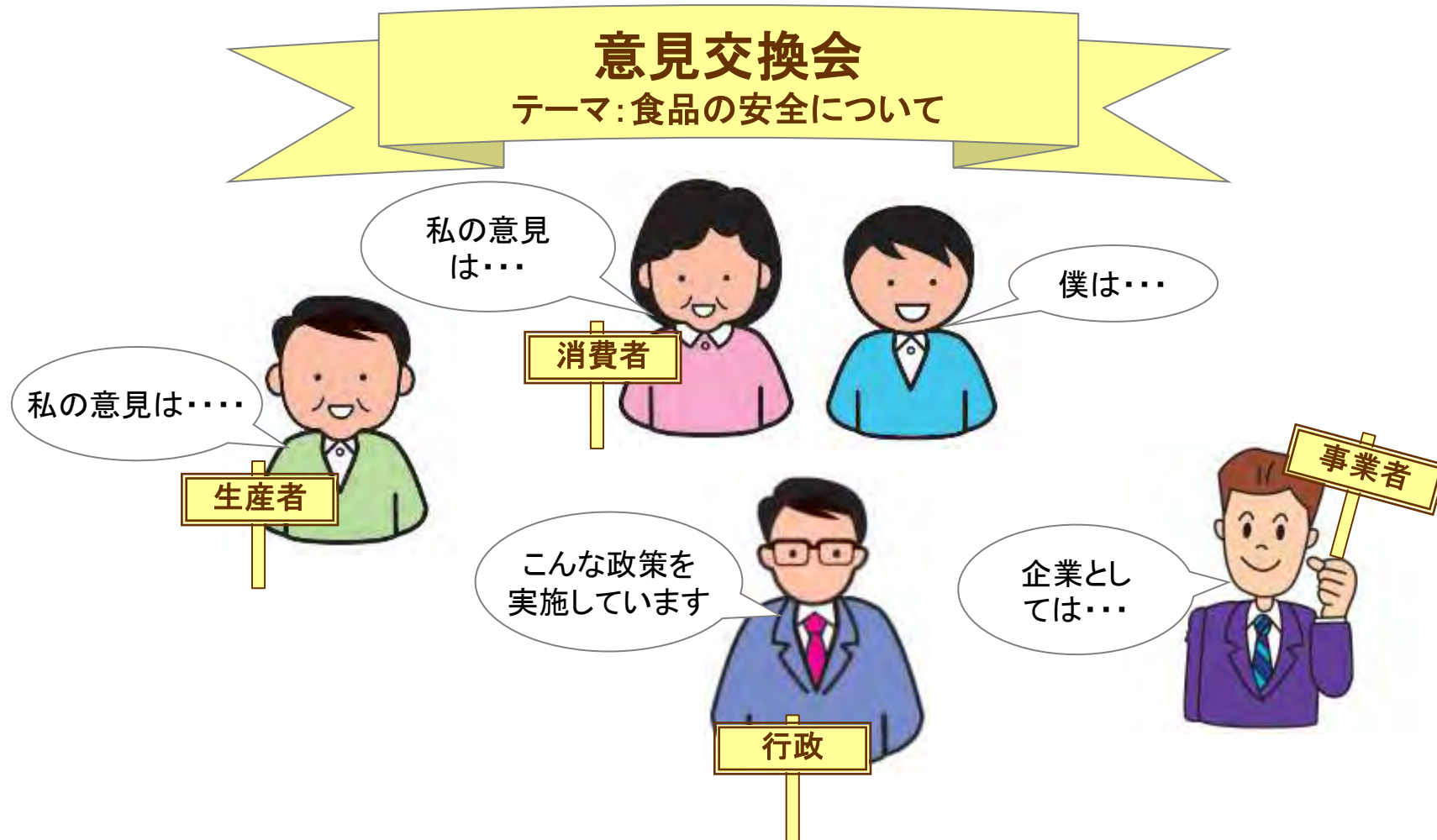
Risk Communication

- リスク分析の全過程において、リスク管理機関、リスク評価機関、消費者、生産者、事業者、流通、小売りなどの関係者がそれぞれの立場から相互に情報や意見を交換すること。
- リスクコミュニケーションを行うことで、検討すべきリスクの特性やその影響に関する知識を深め、リスク管理やリスク評価を有効に機能させることができる。



Public Meeting

- リスクコミュニケーションの手法の一つです。関係者が一堂に会し、情報・意見の交換を行います。



メディア・リテラシー

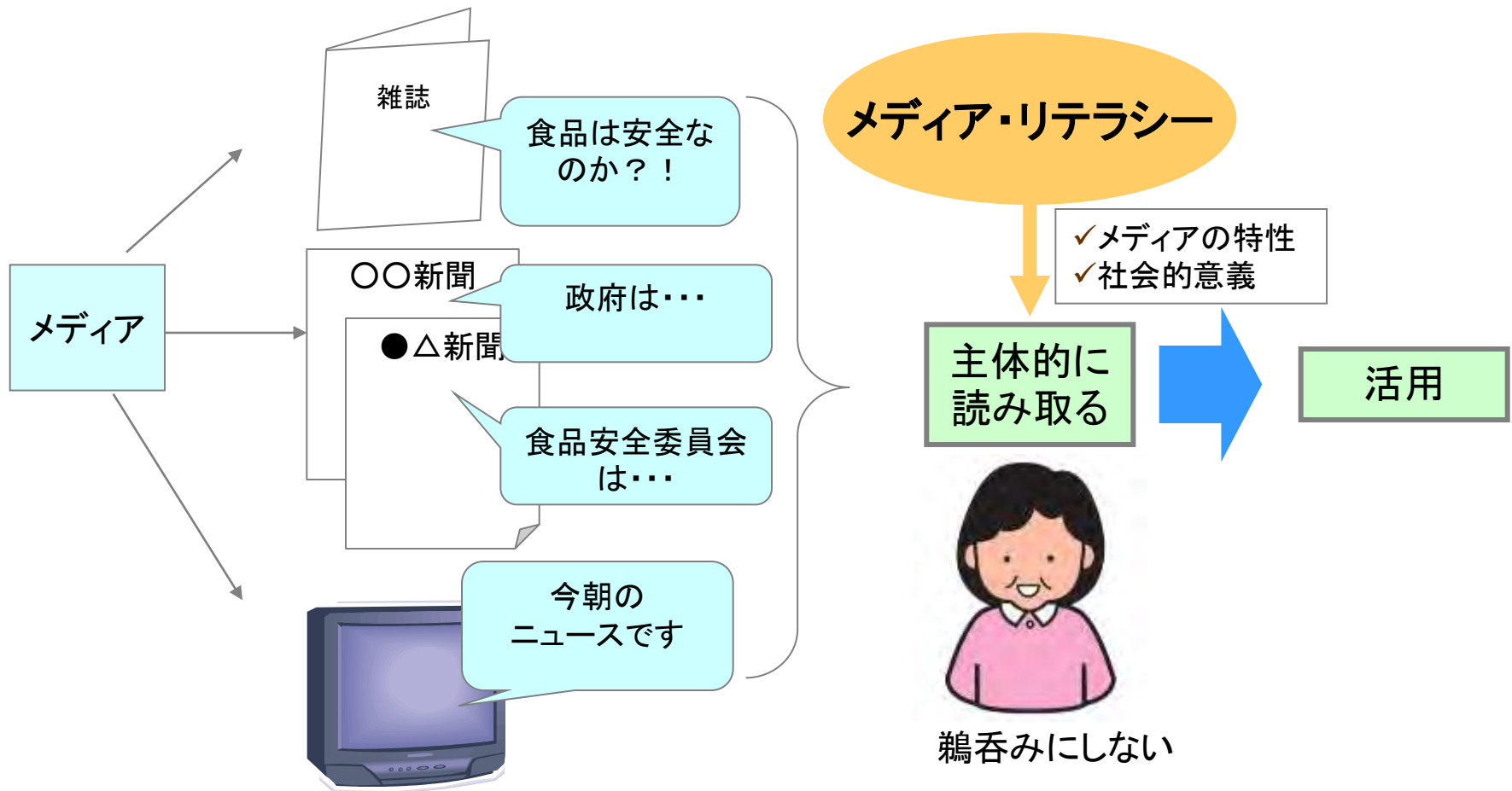
戻る

目次

索引

Media Literacy

- メディア情報を鵜呑みにせず主体的に読み取るとともに、メディアの特性や社会的意義を理解し、活用していく能力のこと。



食の安全ダイヤル

戻る

目次

索引

Food Safety Hotline

- 幅広く消費者などから食品の安全性に関する情報提供、問合せ、意見などをいただくとともに、食品の安全性に関する知識、理解を深めていただくことを目的として、食品安全委員会が平成15年8月1日から設置している。



食の安全ダイヤル
03-6234-1177

受付時間: 平日の10時から17時
(祝日及び年末年始を除く。)

メール窓口(内閣府)

<https://form.cao.go.jp/shokuhin/opinion-0001.html>

■ 受付内容

- ✓ 食品の安全性に関する情報提供
- ✓ お問い合わせ、ご意見等

■ 目的

- ✓ 食品の安全性に関する知識・理解を深めていただく

食品の安全性に
関する情報

疑問

意見



食品表示110番

戻る

目次

索引

Emergency Call for Food Labeling

- 食品表示に対する消費者の関心が高まっていることおよび食品の品質表示の一層の適正化を図る観点から、広く国民から不適切な食品の表示に関する情報提供を受けるためのホットラインを農林水産省本省、地方農政局、地方農政事務所及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターに設置している。

農林水産省



本省以外の窓口

地方農政局

地方農政事務所

(独) 農林水産
消費安全技術センター

食品表示110番

0120-481-239

受付時間: 平日の9時から17時
(平日12時～13時、祝日及び年末年始を除く。)

メール窓口(農林水産省)

<https://www.contact.maff.go.jp/maff/form/7eb4.html>

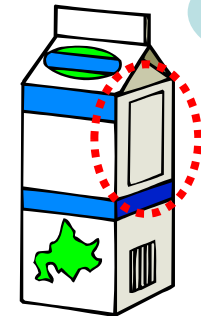
■ 受付内容

- ✓ 不適切な食品の表示に関する情報提供
- ✓ 疑問・お問い合わせ

■ 目的

- ✓ 食品表示に対する消費者の関心の高まりに応える
- ✓ 食品表示の一層の適正化を図る

不適切な表示に
関する情報



疑問



第5章法律・組織等

(1) 関係法律等

食品安全基本法

戻る

目次

索引

平成15年法律第48号〈所管省庁: 内閣府、消費者庁〉

- 近年、食の安全性を脅かす事故が相次いで発生し、食の安全に対する国民の関心が高まっていることに加え、世界中からの食材の調達、新たな技術の開発などの国民の食生活を取り巻く情勢の変化に的確に対応するため、①食品の安全性の確保についての基本理念として、国民の健康保護が最も重要であること等を明らかにするとともに、②リスク分析手法を導入し、食品安全行政の統一的、総合的な推進を担保し、③そのためにリスク評価の実施を主たる任務とする食品安全委員会を設置すること等を規定した法律である。
- この法律に基づき、厚生労働省や農林水産省などのリスク管理機関から独立してリスク評価を行う機関として、食品安全委員会が内閣府に設置された。

目的

- ❖ 国民の食生活を取り巻く情勢の変化に的確に対応すること。
 - ❖ 近年、食の安全性を脅かす事故が相次いで発生
 - ❖ 食の安全に対する国民の関心が高まっている
 - ❖ 世界中からの食材の調達
 - ❖ 新たな技術の開発

規定内容

- ❖ 食品の安全性の確保についての基本理念は、国民の健康保護が最も重要であること等。
- ❖ リスク分析手法を導入し、食品安全行政の統一的、総合的な推進を担保。
- ❖ リスク評価の実施を主たる任務とする食品安全委員会を設置。

参考

- ❖ 食品安全委員会「法令等」ページ
<http://www.fsc.go.jp/hourei/>

第5章法律・組織等

(2-1-1) 組織〔国際機関〕

国際機関関係

国際連合食糧農業機関

 戻る

目次

索引

FAO: Food and Agriculture Organization of the United Nations

- 国連の専門機関として、1945年10月16日に設立されました。世界各国の国民の栄養水準と生活水準の向上、農業生産性の向上及び農村住民の生活条件の改善を通じて、貧困と飢餓の緩和を図ることを目的としている。
- 加盟は191ヶ国及びEC(2009年1月時点)、本部はローマ(イタリア) である。
- FAOホームページ <http://www.fao.org/>

設立	1945年10月16日(国連の専門機関)
本部・ 加盟国	✓ 本部:ローマ(イタリア) ✓ 加盟国: 191ヶ国及びEC
目的	✓ 世界各国の住民の栄養水準及び農業生産性の向上 ✓ 農村住民の生活条件の改善
URL	http://www.fao.org/

世界保健機関

 戻る

目次

索引

WHO: World Health Organization

- 国連の専門機関として、1948年4月7日に設立されました。「すべての人民が可能な最高の健康水準に到達すること」(世界保健憲章第1条)を目的としている。
- 加盟国数は193ヶ国(2011年3月時点)、本部はジュネーブ(スイス)である。
- WHOホームページ <http://www.who.int/>

設立	1948年4月7日(国連の専門機関)
本部・加盟国	✓ 本部:ジュネーブ(スイス) ✓ 加盟国:193ヶ国
目的	✓世界各国の国民の健康の維持・達成(世界保健憲章第1条の履行を目的)
URL	http://www.who.int/

第5章法律・組織等

(2-2-1) 組織〔国内機関〕
厚生労働省関係

独立行政法人国立健康・栄養研究所

戻る

目次

索引

National Institute of Health and Nutrition

- 公衆衛生の向上及び増進を図るため、国民の健康の保持・増進及び栄養・食生活に関する調査・研究を行っている。
- 大正9年に発足し、平成13年4月1日より独立行政法人となった。

設立	大正9年に発足、平成13年4月1日に独立行政法人化
主な役割	✓国民の健康の保持・増進及び栄養・食生活に関する調査・研究 →公衆衛生の向上および増進
URL	http://www.nih.go.jp/eiken/

第5章法律・組織等

(2-2-2) 組織〔国内機関〕
農林水産省関係

消費者の部屋



目次

索引

Room for Consumer

- 農林水産省が消費者とのコミュニケーションを深めるために昭和59年に設置された。
- 農林水産行政一般、食料、食生活について、電話、FAX、メールによる消費者相談、子ども相談及び特別展示を行っている。
- 農林水産省本省以外にも、各[地方農政局](#)などに設置されている。

設立	昭和59年に設置
主な役割	✓ 農林水産省が消費者とのコミュニケーションを深める ✓ 農林水産行政一般、食料、食生活について、電話、FAX、メールによる消費者相談、子ども相談及び特別展示 ✓ 農林水産省本省以外にも、各地方農政局などに設置
URL	http://www.maff.go.jp/j/heya/